

九州大学学則（抜粋）

第2章 組織等

（事務組織）

- 第17条 本学に、庶務、会計、施設及び学生の厚生補導等に関する事務を行うため事務局を置く。
- 2 本学の学部、学府等に、その事務を行うため事務部を置く。ただし、必要がある場合は、数個の学部等の事務を併せて行う事務部を置く。
 - 3 前2項に規定する事務組織のほか、本学に、内部監査を実施させるとともに、監事監査の事務を補助させるため監査・コンプライアンス室を置く。
 - 4 前3項の事務組織の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

第3章 役員、職員等

（役員）

第18条 国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第10条の規定に基づき、本学に、役員として、学長（「総長」と称する。）、理事10人以内（1人以上の非常勤の理事（その任命の際現に本学の役員又は職員でない者（以下「学外者」という。）に限る。）を置く場合にあつては、11人以内）及び監事2人を置く。

第21条 監事は、本学の業務を監査する。この場合において、監事は、監査報告を作成しなければならない。

- 2 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）、運営方針委員及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は本学の業務及び財産の状況を調査することができる。